



## ごみはルールを守り適切に出しましょう！

ごみステーションに、町で収集できないごみや、正しく分別されていないごみ、他の地域から持ち込んだごみを出したり、指定された収集日以外の日に出したりするのは、近隣にお住まいの方にとって迷惑となっています。正しいごみの出し方、分別の仕方についてももう一度確認し、適切に出しましょう。

### ●家庭ごみ・資源物の分け方・出し方のルール

- ①燃やすごみ・燃やさないごみは余市町指定のごみ袋（有料）に入れてステーションに出してください。また、資源物は収集曜日や出し方が書かれた看板が立つステーションに出してください。
- ②燃やすごみ・燃やさないごみは収集日の朝8時30分、資源物は収集日の朝9時までにステーションに出してください。
- ③  の表記があるものはプラスチック製容器包装類として出し、 の表記があるものはペットボトルとして出してください。なお、汚れているものは「燃やさないごみ」として出してください。
- ④プラスチック製容器包装類は透明・半透明の袋に、ペットボトル・紙製容器包装類は備え付けの網に、かん・ピンは備え付けのかごに入れてください。
- ⑤適正な分別や排出マナーの向上を図るため、ステーションに出されたルール違反の袋にシールを貼って取り残しています。お気づきの際は、持ち帰り正しく分別してステーションに出してください。
- ⑥事業所から出されるごみは、区会内のステーションへは出すことができません。

※なお、排出ルール・詳しい分別については、『家庭ごみの「分け方・出し方」』をご確認してください。（町のホームページにも掲載しています）



## 簡易コンポスト購入助成事業

町では、ごみの減量化と堆肥化を目的に、簡易コンポストを購入される方に対し、その費用の一部を助成します。購入希望される方は、次のとおり申込みしてください。

対象者	町内に居住している方（事業所等は除く）
自己負担額	3,000円
申請手続	申請用紙は、役場庁舎（環境対策課）、中央公民館、福祉センター本館の窓口に備え付けておりますので、必要事項を記入の上、各施設の窓口に申込みください。 また、ホームページから申請用紙をダウンロードして郵送で申請することもできます。
申込み先	〒046-8546 余市町朝日町26番地 環境対策課
締切	5月31日（水）（当日消印まで有効）
その他	・電話での申込みはできません。 ・申請者多数の場合、抽選となる場合があります。 ・購入方法等の詳細については、助成決定後に郵便にてお知らせします。



## 浄化槽設備補助制度のご案内

町では、生活排水による公共水域の水質の保全、生活環境の改善及び保全並びに公衆衛生の向上を図るため、合併浄化槽の新設または単独処理浄化槽やくみ取り便所から合併処理浄化槽を設置する方に補助金を交付します。補助金の交付を希望する方は必ず工事の着工前までにご相談ください。

補助対象	・専用住宅もしくは延べ床面積の1/2以上の居宅部分を有する併用住宅 ・余市町民であって所有かつ居住する住宅であること。（ただし、住宅を借りているもので所有者の承諾を得ている場合は、対象となります） ・賃貸または売却が目的でないこと。 ・町税を滞納していないこと。 ※すでに合併浄化槽を設置している住宅の設備を更新する場合は対象となりません。
補助金額	設置費用の6割を助成します。なお、設置する合併浄化槽の規模により上限額があります。
申請期限	9月29日（金）まで